

しあわせサービス運営規程
訪問介護/介護予防・日常生活支援総合事業

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社足柄リハビリテーションサービスが設置運営するしあわせサービス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者（以下「訪問介護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、健康、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 しあわせサービス
- (2) 所在地 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 1249 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の総合事業従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 2名以上（常勤兼務・非常勤兼務）
サービス提供責任者は、事業に対するサービスの申し込みに関わる調整、訪問介護職員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うものとする。
- (3) 訪問介護員 3名以上（常勤換算 2.5 以上）※業務の状況により増員できるものとする。
訪問介護員は訪問介護計画（訪問型サービス個別計画）に基づき、サービス提供を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜までとする（祝日は営業する。）
ただし、12月30日から1月3日は休業とする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
サービス提供日は月曜日から日曜日・祝日 午前8時から午後8時（時間外応相談）
- (3) 電話等により、常時連絡が取れる体制にする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は以下の通りとする。

- (1) 身体介護 (3) 身体生活
- (2) 生活援助 (4) 訪問型サービス

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- (1) 当日キャンセルの場合（サービス利用日の前営業日 17:30 以降の連絡）はキャンセル料として下記金額を徴収する。
 - ① キャンセル料：1000 円
 - (2) 通常の事業実施地域を超えた所から、1 km：25 円
 - (3) サービス提供に当たり要した交通費 1 km：40 円
生活援助における買い物、薬の受け取り等のサービス提供に当たり要した交通費
訪問介護員等が自動車を使用する場合の往復分の交通費(小数点以下切り上げ)
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。

(提供プログラム)

第8条 提供プログラムは別紙のとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。

- 松田町・開成町・大井町・南足柄市・小田原市
山北町の一部：山北町山北 4049 番地から 4050 番地
山北町岸
山北町向原 17 番地から 3136 番地
秦野市の一部：秦野市菖蒲 50 番地から 1200 番地
八沢 1145 番地 4 から 1146 番地 38

(緊急時における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護サービスを実施中に、利用者に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。
- 3 従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(感染症対策に関する事項)

第13条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(事故処理)

第14条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止に関する事項)

第16条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、利用者等からのハラスメントも含まれることに留意しなければならない。

- 2 ハラスメントを行ってはならない旨の方針及び職場におけるハラスメントの内容を明確化し、従業員に周知・啓発する。
- 3 相談対応窓口を予め定め、従業員に周知する。

(地域との連携等)

第17条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第18条 事業所は、訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

- (1) 訪問介護計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情・相談等に関する記録等
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録
- 2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また事業体

制を整備する。

- (1) 採用時研修：採用後3か月以内
- (2) 継続研修：年3回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 従業員からの教育計画、指導要領等の相談には、管理者又はサービス提供責任者が対応する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社足柄リハビリテーションサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(相談窓口、苦情対応)

第20条 相談窓口、苦情対応は次のとおりとする。

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応する。

お客様相談窓口	
電話番号	0465-82-8571
FAX番号	0465-82-9727
管理者	川植 真(カワウエ マコト)
対応時間	平日 8:30~17:30

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができる。

市町村窓口	連絡先
南足柄市役所高齢介護課	0465-73-8057
松田町役場福祉課	0465-83-1226
開成町役場福祉介護課	0465-84-0316
山北町役場保険健康課	0465-75-3642
大井町役場福祉課	0465-83-8024
秦野市役所高齢介護課	0465-82-9616
小田原市役所高齢介護課	0465-33-1827

- (3) その他の窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課(介護苦情相談係)

TEL: 045-329-3447

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。